

別紙_「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」素案に関する意見概要、意見に対する考え方及び修正した箇所

No	計画の該当箇所	意見要旨	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
1	趣旨及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍女性に対する明記が欠如している。 ・外国人女性の抱える困難を理解し、それに応じた最適な支援を基本計画に盛り込んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人であっても外国人であっても抱える問題の困難さは共通であり、外国籍の女性についても個々の状況に合わせて適切な支援を行っていきます。 ・支援対象がより明確に伝わるよう、原案を修正します。 	有	(4)計画の対象(前半略)また、「困難女性支援法」で定める「支援対象者」は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。	(4)計画の対象(前半略)また、「困難女性支援法」で定める「支援対象者」は、 <u>年齢、障害の有無、国籍等を問わず、</u> 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。
2	計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える女性の範囲が狭すぎる。 ・在留資格の有無に関わらず、最適な支援を提供すべきであり、その旨を基本計画に明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障害の有無、国籍等を問わず、困難を抱える女性であれば個々の状況に合わせて適切な支援を行っていきます。 ・支援対象がより明確に伝わるよう、原案を修正します。 	有	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。
3	アンケート	DVに関するアンケート結果で暴力被害を「相談したことがない」が46.6%と、約半分の人が相談していないというのは大きな問題である。100%相談ができる体制、意識改革教育が大切であると思う。	ご指摘のとおり、相談体制の充実、相談窓口の周知広報の充実は大変重要と考えます。特に「人権教育の充実」については重点に定め、暴力を許さない社会づくりの推進に取り組みます。	無		
4	計画期間	令和8年度より群馬県男女共同参画基本計画に統合予定とあるが、大きな社会問題となっているのだから統合しないで個別にして考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の計画の策定期期のずれによる目標値の齟齬や、各計画における施策の重複を解消することによって、県民にわかりやすい計画とするため、統合を予定しています。 ・今回策定する「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」の内容については、統合後の計画においても取組の大きな柱の一つとして位置づける予定です。 ・なお、厚生労働省の基本方針においても、政策的に関連の深いほかの計画と一体のものとして策定することができる旨が記載されています。 	無		
5	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標Ⅰ「DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合」の目標値を、20.0%でなく0%にすべき。 ・数値目標Ⅴ「市町村DV対策基本計画策定数」の目標値を、28市町村ではなくて35市町村にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標Ⅰについては、現行の第5次群馬県男女共同参画基本計画においても同様の目標を定めているため、これに合わせています。次期計画策定時に、改めて目標値を検討します。 ・数値目標Ⅴについては、全市町村で策定されることが理想ですが、本計画の計画期間は2年間となっており、各市町村における準備期間を考慮して定めています。次期計画策定時に、改めて目標値を検討します。 	無		

別紙_「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」素案に関する意見概要、意見に対する考え方及び修正した箇所

No	計画の該当箇所	意見要旨	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
6	基本目標 4 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実	現在、家族法改正について法制審議会が行われている。法改正によって、離婚後の子の養育環境が現在と大きく変わる可能性があり、特にDV・虐待被害者にとっては、加害者との関係を離婚後も継続しなければならないなど、より厳しい環境になる可能性がある。この法改正によってどのような困難が起こりうるかについて、情報を収集・研究し、困難者のニーズにマッチした支援を提供できる体制にする必要があると考える。	・家族法改正によってDV・虐待被害者に生じる困難等については、引き続き情報収集し、法律の改正に合わせて適切に対応していきます。	無		